

設置する学校に係る部活動の方針

宇検村教育委員会

令和3年5月17日

1 基本的な考え方

本方針は、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツや芸術文化に親しむ環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形態で実施されるとともに、学校教育の一環として合理的・効果的かつ持続可能な形で指導・運用される体制を構築することを目指して策定するものである。

2 具体方針

生徒の部活動と学業等のバランスのとれた生活を配慮し、豊かなスポーツライフ・豊かな心や創造性の涵養を実現する資質・能力を育む部活動の実施を目指し、以下の点に配慮した運営を行うものとする。

- (1) 全ての学校において、原則平日週1日及び土日のうち1日、合わせて原則週2日の部活動休養日を設定する。週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 長期休業中の休養日の設定や活動時間は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が部活動以外にも多様な経験を積むことができるように、ある程度の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (4) 運動部活動にあっては年間の活動計画、毎月の活動計画並びに活動実績を作成するなどして、合理的かつ効率的・効果的な運営ができるようにする。
- (5) 一部に見られる勝利至上主義的な部活動の在り方を見直し、生徒の主体性を尊重しながら、バランスのとれた育成ができる活動に努める。
- (6) 大会参加については、生徒・指導者の精神的、身体的負担や保護者の経済的負担も考慮しながら、精選・調整し、参加することに努める。あわせて、各学校の大会参加の上限を12回とする。
- (7) 顧問、外部指導者、保護者会等が常に連携を密にしながら、学校の教育方針に沿った運営に努める。
- (8) 指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為は行わないようにする。
- (9) 熱中症事故の防止のために、気象庁の高温注意情報や環境省熱中症予防情報サイトの暑さ指数等に応じて、活動時間の変更や中止等も視野に入れて対応する。